

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 行動計画

平成 20 年 4 月 1 日 規程第 102 号
平成 25 年 4 月 1 日 規程第 204 号
平成 30 年 6 月 14 日 規程第 295 号
令和 5 年 5 月 30 日 規程第 413 号

仕事と子育ての両立を図り、また、女性が活躍できる環境を整備することにより、すべての職員がその能力を十分発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日
までの 5 年間

2. 内 容

目標 1 計画期間内を通じて、妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備を図る。

< 対策 >

令和 5 年 4 月～ 四半期ごとに法人内広報誌（きずな）に制度および相談窓口等を掲載し、周知を図ることにより、制度の利用の促進を図る。

目標 2 計画期間内に、育児休業の取得について次の取組を行う。

男性職員・・・育児休業や出生時育児休業について、積極的な取得の周知を図る。

女性職員・・・取得率を 100% とする。

< 対策 >

令和 5 年 4 月～ 育児休業制度について、法人内広報誌（きずな）等への掲載や相談窓口の周知など、女性職員及び男性職員の育児のための休業の取得促進を図る。

目標 3 計画期間内における、年次有給休暇の取得日数を、一人あたり年間平均 15 日以上とする。

< 対策 >

令和 5 年 4 月～ 幹部会議・業務連絡会議などで定期的に取得状況を公表し、効率的取得の促進を図るほか、法人内広報誌やグループウェア等の電子媒体などを積極的に活用し、周知・徹底を図る。

目標 4 毎月の平均残業時間を 12 時間以下にする。

< 対策 >

令和 5 年 4 月～ 定期的に勤務状況を確認し、必要に応じ、現状の相談を受けるなど、常に状況把握に努め、時間外勤務の軽減を図る。

目標 5 管理職（課長級以上）に占める女性割合を 18% 以上にする。

< 対策 >

令和 5 年 4 月～ 女性職員も対象とした管理職の育成に向けた研修等の受講を促進する。

【参考】

目標 1. 2. 3 次世代育成支援対策推進法に基づく

目標 4. 5 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 6 月 14 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 5 年 5 月 30 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。